

教育警察常任委員会

付託議案審査

- 1 議案第21号「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について
資料1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 …… 1頁
- 2 議案第24号「工事請負契約（大台警察署庁舎棟ほか建築工事）」について
資料2 工事請負契約 …… 4頁
- 3 議案第25号「財産の取得」について
資料3 財産の取得 …… 6頁

所管事項調査

- 1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について
資料4 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 …… 8頁
資料5 施策3-1 犯罪に強いまちづくり …… 9頁
- 2 令和5年の犯罪情勢（8月末現在暫定値）について
資料6 令和5年の犯罪情勢（8月末現在暫定値） …… 12頁
- 3 犯罪対策について
資料7 犯罪対策 …… 13頁
- 4 交番・駐在所の建替等整備について
資料8 交番・駐在所の建替等整備 …… 14頁
- 5 交通安全対策について
資料9 交通安全対策 …… 15頁

令和5年10月10日
警察本部

議案第21号 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

1 趣旨

国家公安委員会規則の改正を踏まえ、歩車分離式信号機の基準に、遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車を追加する。

2 改正に至る背景

区分	内容
条例制定 (平成24年)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例施行
趣旨	バリアフリー法に基づき、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等の基準が定められている国家公安委員会規則を参酌して策定
事象の変化	道路交通法等の改正により、遠隔操作型小型車（令和5年4月1日施行）及び特定小型原動機付自転車（令和5年7月1日施行）が定められたことに伴い、国家公安委員会規則が改正された。

※ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

※ 国家公安委員会規則

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」

3 改正の概要

改正された国家公安委員会規則に文言を統一するもの。

区分	現状	改正後
信号機の基準 第2条(2)	歩車分離式信号機の定義 歩行者用信号の対象を 歩行者 自転車 と規定	歩車分離式信号機の定義 歩行者用信号の対象を 歩行者 <u>遠隔操作型小型車（遠隔操作により 道路を通行しているものに限る。）</u> <u>特定小型原動機付自転車</u> 自転車 と規定

4 改正の効果

	現状	改正後
効果	遠隔操作型小型車、特定小型原動機自転車の規定なし	国家公安委員会規則と整合

5 条例改正日

令和5年10月改正予定

6 県民への周知方法

三重県公報に登載

議案第二十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年九月十九日

三重県知事 一見勝之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平
成二十四年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正
する。

改正後	改正前
<p>（信号機に関する基準）</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二 項に規定する基準は、当該信号機が、次に 掲げる信号機であること又は当該信号機 を設置する場所において次に掲げる信号 機と一体的に交通整理を行うことができ る信号機であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的 に交通整理を行うことができる信号機 であつて、歩行者用青信号に従つて歩行 者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作によ り道路を通行しているものに限る。）又 は特定小型原動機付自転車（道路交通法 （昭和三十五年法律第百五号）第十七条 第三項に規定する特定小型原動機付自 転車をいう。）及び自転車（道路を横断 することができる場合において、当該信 号機及び当該他の信号機のいずれもが、 車両（交差点において既に左折又は右折 しているものを除く。）が当該道路を通 行することができることとなる信号を 表示しないこととなるもの</p>	<p>（信号機に関する基準）</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二 項に規定する基準は、当該信号機が、次に 掲げる信号機であること又は当該信号機 を設置する場所において次に掲げる信号 機と一体的に交通整理を行うことができ る信号機であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的 に交通整理を行うことができる信号機 であつて、歩行者用青信号に従つて歩行 者又は自転車（道路を横断することが できる場合において、当該信号機及び当 該他の信号機のいずれもが、車両（交差 点において既に左折又は右折している ものを除く。）が当該道路を通行するこ とができることとなる信号を表示しな いこととなるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、信号機に関する基準についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第24号 工事請負契約				
工 事 名		大台警察署庁舎棟ほか建築工事		
履 行 の 場 所		多気郡大台町上三瀬字油谷 8 7 7 - 5		
契 約 の 金 額		1, 1 6 6, 0 0 0, 0 0 0 円 (うち消費税 1 0 6, 0 0 0, 0 0 0 円)		
請 負 者 住所及び氏名		松阪市中央町 3 0 6 番地 1 北村組・丸亀産業特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 浩文		
契 約 工 期		契約締結日から令和7年1月14日限り		
<p>工事内容</p> <p>建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 延べ面積2,553.34㎡ (新築) ・附属棟1 鉄骨造 平屋建 延べ面積178.75㎡ (新築) <p>上記に係る建築工事一式</p>				
契 約 の 方 法		一般競争入札(総合評価方式)		
入 札 方 法	年 月 日	令和 5 年 7 月 4 日		
	業 者 数	1	価 格	1, 0 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円
	回 数	1	予 定 価 格	1, 1 6 9, 7 7 3, 0 0 0 円 (税込) 1, 0 6 3, 4 3 0, 0 0 0 円 (税抜)

工 事 請 負 契 約 に つ い て

大台警察署庁舎棟ほか建築工事請負契約を、次のように締結するものとする。

令和5年9月19日提出

三重県知事 一 見 勝 之

- | | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 大台警察署庁舎棟ほか建築工事 |
| 2 場 所 | 多気郡大台町上三瀬字油谷877-5 |
| 3 契 約 金 額 | 1,166,000,000円 |
| 4 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 請 負 者 住 所 氏 名 | 松阪市中央町306番地1
北村組・丸亀産業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社北村組
取締役社長 北村 浩文 |

提案理由

この工事請負契約締結については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号 財産の取得				
契約の名称		WAN端末の購入		
履行の場所		警察本部警務部情報管理課		
契約の金額		73,228,320円		
契約の相手方の住所及び氏名		三重県松阪市石津町字地藏裏353番地1 株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 宮原 義隆		
契約締結年月日		令和5年8月29日（仮契約日）		
契約期間		三重県議会の議決日から令和5年12月28日まで		
<p>契約内容</p> <p>警察職員の一人一台端末であるWAN（ワイドエリアネットワーク）端末について、平成30年度配備分の更新（369台）と各所属不足分等の新規配備分（252台）を購入整備するもの</p> <p>購入機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAN端末 621式 （内訳） <ul style="list-style-type: none"> 更新分 369台 新規分 252台 				
契約の方法		一般競争入札		
入札方法	年月日	令和5年7月3日	価格	最低 66,571,200円
	業者数	5者		最高 81,972,000円
	回数	1回	摘要	

財 産 の 取 得 に つ い て

県有財産として、次のとおり取得するものとする。

令和5年9月19日提出

三重県知事 一 見・勝 之

- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| 1 種 目 及 び 数 量 | WAN端末 621式 |
| 2 機 種 | Dynabook株式会社製 |
| 3 金 額 | 73,228,320円 |
| 4 相 手 方 住 所 氏 名 | 松阪市石津町字地藏裏353番地1
株式会社松阪電子計算センター
代表取締役 宮原義隆 |

提案理由

WAN端末の購入については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	KPIにある、犯罪被害者等支援従事者数（累計）では、指標として分かりにくいので、表現等を工夫されたい。	「今後の課題と対応」④において、市町等の支援従事者の対応力向上のための研修会を開催して、支援従事者を増やすとともに、重ねて受講することで、そのレベルアップを図ることを記載し、より明示的にKPI選定理由が明らかとなるように修正しました。
			特殊詐欺被害防止に向けて、自動通話録音警告機の設置や啓発等に取り組んでいただき効果も出ているようなので、引き続き検挙に向けて取り組まれない。	特殊詐欺については、抑止と検挙を一体的、持続的に進めていくことが大切であり、全国警察ともより緊密に連携して、引き続き対策を徹底してまいりたいと考えています。
			性犯罪被害者への対応は、高度な専門性が必要とされ、後の支援も長くなることが想定されるため、部内カウンセラーによるカウンセリングとともに、よりこと連携し、被害者に寄り添うよう取り組まれない。また子どもへの性被害が増えている中、丁寧な対応を進められたい。	部内カウンセラーは、本年度1名増員し、県警察本部内に臨床心理士の資格を持つ者が3名います。この部内カウンセラーの専門性をいかして、子どもを含めた性犯罪被害者に寄り添った支援を推進し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るとともに、支援に間隙が生じないよう「よりこ」との相互の連携を密にし、引き続き適切かつ丁寧な対応を図っていきます。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組、犯罪の早期検挙、警察活動を支える基盤の強化を推進し、重要犯罪の検挙率が向上しました。</p> <p>一方で、刑法犯認知件数と、特殊詐欺認知件数が増加に転じたことから、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会の構築に向けた取組を一層推進する必要があります。</p> <p>犯罪被害者等支援については、支援従事者への研修を、目標を上回る参加者を得て開催するなど、適切かつきめ細かな支援の提供に向けて取組が進みました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和4年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・子どもや女性等の犯罪被害を防止するため、「子ども・安全安心の店」認定事業所の拡充など、防犯ボランティア団体等の活性化に取り組んだほか、学校等と連携し、リモート形式を含めた非行防止教室等に取り組みました。また、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、学術機関や民間事業者等との連携を推進し、官民一体となった被害防止対策に取り組みました。
- ・特殊詐欺被害を防止するため、県民の警戒心、抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発を実施するとともに、自動通話録音警告機の貸与事業等による被害に遭わないための環境整備に取り組んだほか、金融機関等と連携した水際対策に取り組みました。
- ・G7三重・伊勢志摩交通大臣会合等の大規模行事を控え、部隊の対処能力向上など警察による取組はもとより、大規模集客施設や公共交通機関等との合同訓練を実施するなど、官民一体のテロ対策を推進しました。
- ・関係機関と連携し、新たに安全安心まちづくり地域リーダーを4名養成(養成講座には34名参加)するとともに、フォローアップ講座(24名参加)を開催しました。また、「安全安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組みました(57名参加)。さらに、令和5年6月からの実施に向け、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の構築に取り組みました。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・鑑識、鑑定、捜査支援分析を活用した科学捜査の一層の推進に取り組みました。
- ・サイバー空間における脅威が極めて深刻な情勢において、キャッシュレス決済サービスを悪用した犯罪を早期に検挙するなど、サイバー空間の安全安心の確保に取り組みました。

・110番通報に迅速・的確に対応し、犯罪の早期検挙を図るため、警察本部、警察署及び現場の警察官が現場の映像等をリアルタイムで共有できる機能を新たに装備するなど、通信指令システムの高度化を図りました。

③ 警察活動を支える基盤の強化

・大台警察署の建替整備や尾鷲警察署の大規模改修による長寿命化など、大規模災害等の際に活動拠点となる警察署の計画的な更新等を推進しました。
 ・科学捜査力の一層の充実と鑑定の更なる高度化・効率化を図るため科学捜査研究所の独立庁舎の整備に向けた取組を推進しました。
 ・人口増加の著しい朝日町に交番を新設したほか、老朽化した駐在所5施設の建替整備を行い、地域の安全安心の拠り所である交番・駐在所の整備を推進しました。

④ 犯罪被害者等支援の充実

・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金給付要領に基づく見舞金を給付(9件、175万円)したほか、ブロック別会議(8地域)や支援従事者研修会等の開催(2回、87名参加)を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等に取り組みました。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、「犯罪被害を考える集い」の開催や動画作成等の広報啓発を実施しました。
 ・犯罪被害者等に対して、精神的被害の回復・軽減を図るために部内カウンセラーによるカウンセリングを行ったほか、診断書料等の公費負担制度及び犯罪被害給付制度による経済的支援を行いました。

2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目		関連する基本事業			
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数					①②③
—	6,900件	90.2%	6,300件未満	5,000件未満	b
7,410件	7,647件		—	—	
特殊詐欺認知件数					①②③
—	107件	75.4%	104件未満	95件未満	c
110件	142件		—	—	
重要犯罪の検挙率					②③
—	95%以上	100%	95%以上	95%以上	a
89.7%	98.9%		—	—	
犯罪被害者等支援従事者数(累計)					④
—	257人	108.8%	337人	577人	a
177人	264人		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

・昨年、刑法犯認知件数が増加に転じるとともに、県民に強い不安を与える重要犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺が後を絶たないほか、ストーカーやDV事案の認知件数やサイバー犯罪の相談件数が高止まりするなど、治安情勢は予断を許さない状況にあることから、引き続き、市町や地域住民など、様々な主体と連携・協働した犯罪抑止対策に取り組みます。

- ・昨年の特種詐欺被害認知件数に占める高齢者の割合が8割を超えるという現状を踏まえ、県民の警戒心・抵抗力の向上を図るため、市町や団体等と連携した広報啓発を実施するとともに、被害防止に有効な自動通話録音警告機の設置促進等を図り、特種詐欺被害防止に取り組みます。

- ・テロの脅威が継続する中、今後開催が予定される大規模行事等を見据え、引き続き、関係機関や民間事業者と緊密に連携するとともに、県民の皆さんの理解と協力を得つつ、テロの未然防止に向けた取組を推進します。

- ・より多くの事業者に参加いただけるよう、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の周知を図ります。また、引き続き、地域の自主防犯活動の活性化に向け「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を実施するとともに、「安全安心まちづくりフォーラム」の開催やSNS等を生かした広報活動により、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。さらに、関係機関等の意見を聴きながら、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾(令和2年度～令和5年度)」の改定を行います。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・悪質・巧妙化する犯罪に的確に対処するため、科学捜査機器や鑑定機器を整備することで捜査の高度化を図るほか、ドローン等の装備資機材を整備し、重要犯罪を始めとした各種犯罪の早期検挙に取り組みます。

- ・サイバー犯罪の相談件数が高止まりするなど、サイバー空間における脅威が県民にとって身近なものとなっていることから、最新の情報技術を悪用したサイバー犯罪に的確に対処するため、捜査員の育成を図るなどし、この種事案の検挙に取り組みます。

- ・犯罪の早期検挙を図るため、高度化した通信指令システムを有効活用し、110番通報の適切な受理、迅速・的確な通信指令を推進し、初動警察活動の更なる強化に取り組みます。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・地域の治安維持、災害拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、引き続き老朽化した警察署の建て替えや長寿命化に取り組みます。また、鑑定環境の改善と高度化・効率化を図るため、科学捜査研究所庁舎の整備に引き続き取り組みます。

- ・老朽化した交番・駐在所においては、構造面の不具合や、相談室がなく来訪者のプライバシーが確保できないなど機能面の不備等も認められることから、継続的な施設整備に取り組みます。

- ・犯罪の早期検挙に向けて、捜査支援分析の強化を図るため、デジタル技術を活用した高度AI画像分析システム等の画像分析機器を導入します。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・総合的な支援体制の整備や県民の皆さん等の犯罪被害者等への一層の理解促進を図る必要があります。このため、市町等の支援従事者の対応力向上のための研修会を開催して、支援従事者を増やし、重ねて受講することで、そのレベルアップを図るとともに、関係機関との連携強化に取り組みます。また、犯罪被害を考える週間を中心とした広報啓発に取り組みます。

- ・犯罪被害者等が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、国に対し、地方自治体が発行する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うことを要望しています。

- ・犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、部内カウンセラーの専門的な知識の向上を図るとともに、公費負担を始めとする犯罪被害者支援制度の周知・運用に努め、犯罪被害者支援の充実を図ります。

- ・関係機関等の意見を聴きながら、「三重県犯罪被害者等支援推進計画(令和2年度～令和5年度)」の改定を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	4,078	4,739
概算人件費	16,953	
(配置人員)	(1,905人)	

令和5年の犯罪情勢（8月末現在暫定値）

1 刑法犯

刑法犯認知件数は6,516件で、前年同期と比べ34.0%の増加となっています。

窃盗犯の認知件数は4,606件で刑法犯の70.7%を占め、前年同期と比べ34.1%の増加となっています。

	認知件数(件)	検挙件数(件)	検挙率(%)	検挙人員(人)
刑法犯	6,516(1,655)	2,132(311)	32.7(-4.8P)	1,293(158)
窃盗犯	4,606(1,170)	1,318(196)	28.6(-4.1P)	674(71)

※ 表中括弧内の数値は、前年同期比の増減値(以下同じ。)

2 重要犯罪・重要窃盗犯

重要犯罪の認知件数の内訳は、殺人2件(前年同期比-8件)、強盗9件(同-1件)、放火6件(同+1件)、不同意性交等(改正前の強制性交等を含む。)12件(同-2件)、不同意わいせつ(改正前の強制わいせつを含む。)33件(同+8件)、略取・誘拐及び人身売買2件(同±0件)となっています。

重要窃盗犯の認知件数の内訳は、侵入窃盗763件(前年同期比+305件)、自動車盗87件(同+19件)、すり0件(同-1件)、ひったくり3件(同+1件)となっています。

	認知件数(件)	検挙件数(件)	検挙率(%)	検挙人員(人)
重要犯罪	64(-2)	48(-10)	75.0(-12.9P)	46(4)
重要窃盗犯	853(324)	249(36)	29.2(-11.1P)	43(-8)

3 特殊詐欺

前年同期と比べ、認知件数は約2.5倍に、被害額は約2.2倍に増加となっています。

手口別では、架空料金請求詐欺の認知件数が96件(前年同期比+67件)と全体の5割を占めています。

	認知件数(件)	被害額(万円)	検挙件数(件)	検挙人員(人)
特殊詐欺	184(110)	38,320(20,630)	30(15)	14(10)

4 暴力団犯罪

主な検挙罪種は、刑法犯が傷害(8人)、窃盗(7人)、詐欺(5人)、特別法犯が覚醒剤取締法違反(7人)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(2人)、大麻取締法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、三重県青少年健全育成条例違反(各1人)となっています。

	検挙人員(人)	うち刑法犯(人)	うち特別法犯(人)
暴力団犯罪	38(-17)	26(-14)	12(-3)

5 薬物事犯

検挙人員の年代別は、覚醒剤取締法違反の最多が40歳代(10人)、大麻取締法違反の最多が20歳代(7人)となっています。

	検挙件数(件)	検挙人員(人)
覚醒剤取締法違反	41(-20)	29(-1)
大麻取締法違反	23(-7)	21(5)

6 来日外国人犯罪

主な検挙罪種は、刑法犯が窃盗(32件・26人)、特別法犯が出入国管理及び難民認定法違反(22件・14人)となっています。

来日外国人犯罪	検挙件数(件)	うち刑法犯(件)	うち特別法犯(件)
	106(18)	71(23)	35(-5)
来日外国人犯罪	検挙人員(人)	うち刑法犯(人)	うち特別法犯(人)
	84(14)	59(16)	25(-2)

犯罪対策

1 特殊詐欺対策

(1) 現状 (令和5年8月末現在)

- ア 認知件数は184件 (前年同期比+110件)、被害額は3億8,320万円 (前年同期比+約2億630万円) で、いずれも前年1年間の被害を上回っています。
- イ 依然として被害者の約7割を高齢者が占めます。
- ウ 架空料金請求詐欺の発生件数が96件 (前年同期比+67件) と大幅に増加しています。
- エ 交付形態別ではコンビニ等における電子マネー型の被害が増加 (前年同期比+60件) しています。

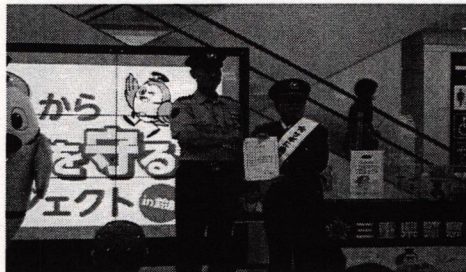
【特殊詐欺の被害金交付形態別認知件数】

主な被害利用先 交付形態	金融機関						宅配業者		コンビニ				その他		合計
	振込型	現金手交型	キャッシュカード手交型	キャッシュカード窃取型	合計	構成比	現金送付型	構成比	電子マネー型	収納代行利用型	合計	構成比	その他	構成比	
R4.8	32	14	7	8	61	82.4%	1	1.4%	12	0	12	16.2%	0	0.0%	74
R5.8	55	11	31	6	103	56.0%	9	4.9%	72	0	72	39.1%	0	0.0%	184
前年同期比	23	-3	24	-2	42	-26.5%	8	3.5%	60	±0	60	+22.9%	±0	±0.0%	110

※ キャッシュカード詐欺盗は令和2年から特殊詐欺の手口とし計上されており、交付形態は全て「キャッシュカード窃取型」となっている

(2) 対策

- ア 三重県出身の俳優小倉久寛氏を起用した発信力の高い広報啓発活動
- イ 体験用資機材等を活用した機器の効果体験による防犯機能付き電話の普及促進
- ウ 金融機関、コンビニエンスストア等との連携による水際対策の強化



【広報啓発イベントの開催状況】



【広報啓発動画】

2 サイバー犯罪対策の推進

(1) 現状 (令和5年8月末現在)

相談受理件数は、2,656件と前年同期と比べて267件増加しており、迷惑メールに関する相談やクレジットカード犯罪被害に関する相談件数が増加しています。検挙件数は、前年同期と比べて45件減少しています。

【相談受理状況】

区分	令和3年	令和4年	令和4年 8月末	令和5年 8月末	前年同期比
詐欺・悪質商法 (除インターネットオークション関係)	1,181	1,253	822	783	-39
インターネットオークション関係	27	18	14	16	2
名義貸借・誘拐中傷関係	115	86	56	42	-14
迷惑メール関係	477	751	464	514	50
違法有害情報に関する相談	56	183	87	121	34
不正アクセス、コンピュータ・ウイルス関係	395	474	338	235	-103
その他	885	1,020	608	945	337
クレジットカード犯罪被害に関するもの	481	581	356	531	175
合計	3,136	3,785	2,389	2,656	267

【検挙状況】

区分	令和3年	令和4年	令和4年 8月末	令和5年 8月末	前年同期比
不正アクセス禁止法違反	7	12	12	3	-9
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	2	1	0	2	2
ネットワーク利用犯罪	172	161	93	55	-38
詐欺	124	108	57	31	-26
合計	181	174	105	60	-45

(2) 対策

- ア サイバー犯罪の的確な取締り
 - 相談や通報などを基にした確実な捜査と情報通信機器の解析による証拠の収集
- イ 被害の未然防止・拡大防止対策
 - (ア) 産学官の連携による最新情勢や対策の情報共有
 - (イ) 官民一体となった被害防止のための情報発信・広報啓発活動
- ウ 職員の対処能力の向上
 - 教養や研修による対処能力の向上と民間企業の研修等を活用した高度な知識の習得

交番・駐在所の建替等整備

1 交番・駐在所の建替等整備

県警察では、令和2年度以降、老朽化した交番・駐在所の建て替え等を推進しており、

令和2年度 9施設

令和3年度 7施設

令和4年度 6施設（朝日交番の新設を含む）

の計22施設の建て替え等を行っています。

令和5年4月1日現在、県内には

60交番・132駐在所の計192施設があり、その約4割に当たる66施設が耐用年数を超過しており、老朽化が著しくなっています。

【構造面の不具合】

- ・ 屋根や庇が破損
- ・ 外壁の剥離や基礎の亀裂
- ・ 床の腐食や土壁の脱落
- ・ 水回りが狭隘

【機能面の不備】

- ・ 来訪者用の駐車場が確保できない。
- ・ 相談室がなく、プライバシーが確保できない。
- ・ 来訪者用のトイレがない。
- ・ スロープが設置されていないなど、高齢者や障害者が利用しにくい。
- ・ 襲撃に対するセキュリティが脆弱

2 令和5年度の対象施設

令和5年度は3施設の建て替え、3施設の長寿命化（リフォーム）を予定しています。

(1) 建て替え（3施設）

いなべ署 石榑（いしぐれ）駐在所

津南署 大三（おおみつ）駐在所

伊勢署 有田（うだ）駐在所

(2) リフォームによる長寿命化（3施設）

四日市西署 県（あがた）駐在所

松阪署 粥見（かゆみ）駐在所

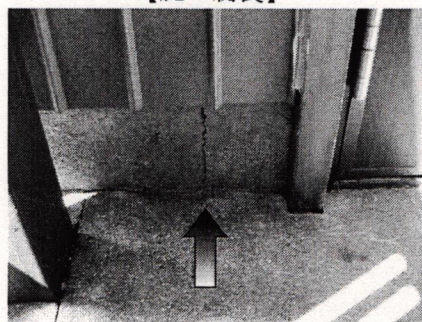
大台署 栃原（とちはら）駐在所



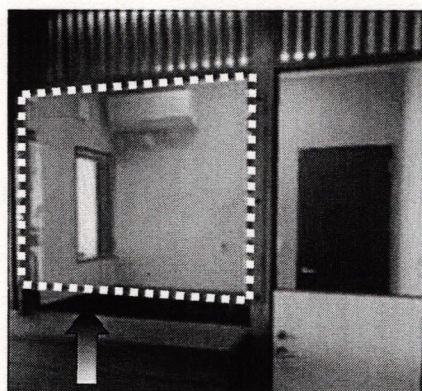
【大三駐在所（※築40年）】



【庇の腐食】



【基礎の亀裂】



【ポリカーボネート製遮蔽板の導入】
（交番等襲撃／感染対策）

交通安全対策

1 令和5年中の県内の交通事故情勢（8月末までの暫定値）

区 分	令和5年8月末	令和4年8月末	増 減	増減率
人身事故件数	1,982件	1,932件	50	2.6%
死亡事故件数	42件	33件	9	27.3%
死傷者数	2,558人	2,467人	91	3.7%
死 者 数	43人	34人	9	26.5%
負 傷 者 数	2,515人	2,433人	82	3.4%

- 死者数は43人で前年同期と比較して9人増加し、人身事故件数、負傷者数も増加しました。
- 死亡事故の内訳をみると、次のような特徴がみられます。
 - ◇高齡死者が約半数 20人(46.5%)前年同期比－1人
 - ◇歩行中死者及び自転車乗用中死者が4割以上 18人(41.9%)前年同期比＋2人
(内訳：歩行中死者13人(+2人)、自転車乗用中死者5人(±0人))
 - ◇高速道路、国道、県道における死者が急増 34人(79.1%)前年同期比＋14人
 - ◇二輪車乗車中死者が倍増 10人(23.3%)前年同期比＋5人

2 安全かつ快適な交通環境の整備

(1) 老朽化した交通安全施設等の更新

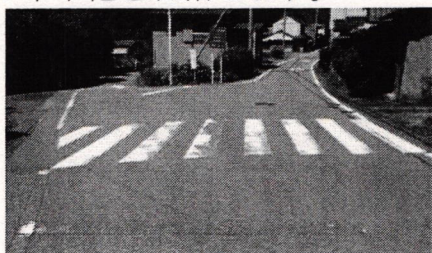
交通安全施設等の状況を的確に点検・把握し、老朽化した信号制御機等の更新を推進します。

〈主な交通安全施設等の更新〉

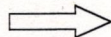
区 分		横断歩道	信号制御機	路側標識	図 示	実 線
令和5年度	予定数	2,200本	150基	1,300本	13,774個	116.0km
令和4年度	予定数	3,100本	170基	1,200本	13,810個	120.0km
	実施数	3,195本	170基	1,231本	21,458個	166.8km

(2) 横断歩道の塗り替え

平成30年度当時、摩耗が著しい横断歩道は全体の40%を超えていましたが、その後、計画的・重点的な塗り替えを進めた結果、大幅に改善され、令和5年度中に2,200本を塗り替えることにより約2%となる見込みであり、来年度以降の整備の平準化を目指します。



【横断歩道塗り替え前】



【横断歩道塗り替え後】

(3) 信号灯器のLED化

信号灯器用電球（白熱電球）の生産が令和10年3月で終了することから、信号灯器のLED化を推進します。令和5年3月末現在、白熱電球の信号灯器は全体の46.7%であり、白熱電球の使用期限を迎える令和10年度末までの5年間に毎年3,000灯余りの更新整備が必要となります。

※ 令和5年度整備予定 車両用灯器450灯、歩行者用灯器200灯の計650灯